

- 「中間とりまとめ」（令和 8 年 7 月 29 日社会保障国民会議）及び「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針」（令和 8 年 8 月 5 日閣議決定）に基づき、
 - ・ これまででない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、就業者負担軽減支援金（支援金）を導入する。
 - ・ その際、令和 11 年度の本格導入までの「つなぎ」として、まずは、2 年間に限った飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げと飲食料品に係る消費税 1 % 相当分の範囲で実施する支援金制度を組み合わせを行い、その後の支援金制度の本格導入に円滑に接続していくこととする。
 - ・ 支援金制度は、本格的な「給付付き税額控除」を導入する第一歩であり、制度の将来像については、継続して検討を行う。
- こうした考え方の下で、必要な法制上の措置等を可及的速やかに講ずる。

目的

租税及び社会保険料による負担の軽減のため、飲食料品に係る消費税率について、現下の物価の上昇に鑑み臨時的に 2 年間に限り引き下げるとともに、中低所得の就業者の可処分所得の増大並びに就業の促進及び就業時間の抑制の緩和を図る必要性に鑑み、当該就業者が負担する租税及び社会保険料並びに当該就業者が受ける社会保障に係る現金給付の状況を一体的に捉える観点から、租税及び社会保険料の合計額から現金給付の合計額を控除した額の収入の額に対する割合（純負担率）を踏まえ、所得の額等に応じた支援金を支給することにより、働くことにより生活の向上を実感できる社会の形成に寄与することを目的とする。

飲食料品に係る 2 年間の消費税率引下げ

- ・ 期間 **令和 9 年 4 月 1 日から**令和 11 年 3 月 31 日までの **2 年間**
- ・ 対象範囲 **軽減税率の対象となっている飲食料品**
 - ※ 1 税率 1 % の対象となる飲食料品の範囲は、税率 8 % 時から変更はない
 - ※ 2 税率 8 % の軽減税率が適用されている「週 2 回以上発行される新聞の定期購読分」については、今般の税率引下げの対象外
- ・ 税率 **1 %**（国税 0.78 % と地方税 0.22 % 相当分の合計）

実施のための所要の措置

① 本則課税事業者に移行するための特例

- ・ 還付申告が可能な本則課税に移行するため、**届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例**や、
- ・ **簡易課税のいわゆる 2 年縛りを解除する特例**を設ける。

② 簡易課税制度の特例

- ・ 簡易課税制度の場合に、軽減税率が適用される**飲食料品の販売について、税額が発生しない特例**を設ける（売上税額と同額の仕入税額を控除）。

③ 総額表示義務の特例

- ・ 消費者にとっては総額表示が分かりやすいことも踏まえ、**総額表示義務は維持**しつつ、総額表示に直ちに対応することが**困難な場合**、税率変更の前後の**最大各 2 か月間**、飲食料品は **8 % 又は 1 % での総額が表示されていればよい**こととする（実際の支払額と誤認させない措置の実施が条件）。

④ 中間申告制度の特例

- ・ **来年 4 月以降の中間申告について、新税率（1 %）で再計算した前年税額に基づく中間申告**を可能とする。

⑤ 予約販売・通信販売の経過措置

- ・ 定期供給契約による予約販売（例：1 年分の代金を先払いしておけば、旬の食材が毎月届く）については、**来年 1 月 1 日前に契約を締結し、来年 4 月 1 日前に対価を領収している場合、引下げ前の税率（8 %）を適用して申告納税する経過措置**を設ける（通信販売についても、来年 1 月 1 日前に条件提示、来年 4 月 1 日前に申し込みを受けた場合、同様の経過措置）。

※ 令和 9 年度及び令和 10 年度の飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げによる地方消費税の減収額は、全額を地方特例交付金により補填するとともに、各年度において必要な地方交付税総額を適切に確保する。

※ 事業者が準備作業に着手できるよう制度の詳細を早急に公表・広報する等、関係府省庁は直ちに必要な準備作業に着手する（支援金制度も同様）。レジシステムの移行・改修に関する中小企業等への支援を行うとともに、緊急時における税率変更柔軟なシステムの普及促進を図る。

農林漁業者等への対応

- ・ 飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げの影響を受ける**農林漁業者**については、消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、**資金繰りへの支援**を行う。特に本則課税に移行することが困難な**簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者**については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、**個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み**を導入することとし、**現場の納得感のある対応に万全を期す**。

- ・ **食品事業者、外食事業者**については、税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえて、**資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組の支援等**を行う。特に、**外食事業者**については、**テイクアウト等の多角化の支援**を講ずるなど、外食と中食・内食の税率差による**影響の及ぶ業態などを見極めた上で、的確な支援**を講ずる。

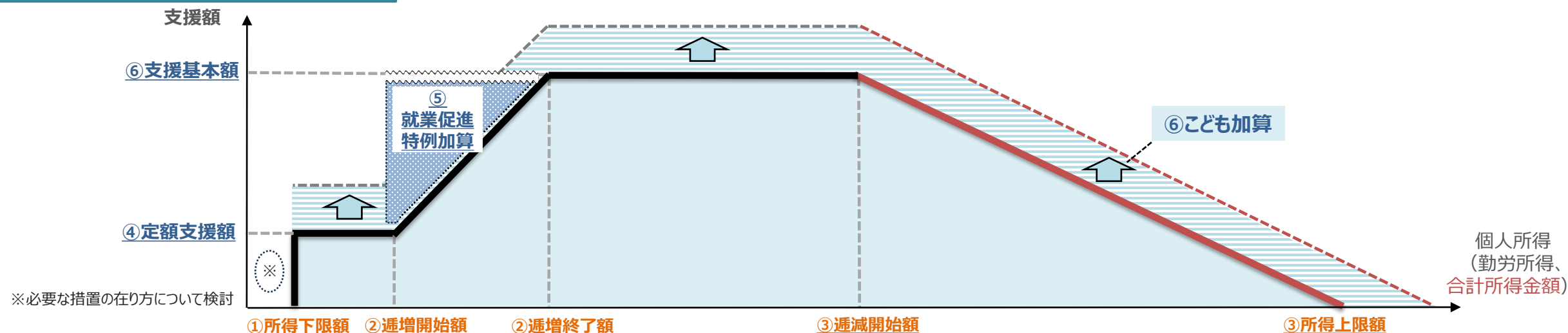
- ・ **簡易課税事業者・免税事業者である農林漁業者、食品事業者、外食事業者**が本則課税事業者に移行する際の**相談対応**や、**税理士費用等の経費に対する支援**を行う。

- ・ これらについて、関係府省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、**予算編成過程において支援内容を具体化**する。

飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱②

就業者負担軽減支援金の支給

給付に係る閾値となる所得水準及び給付額等について、法律の規定内容や政令で定める際の考え方を記載



- ① 所得下限額** 〔 中低所得の現役勤労者の税・社会保険料負担を軽減する制度として、一定の勤労所得がある者を対象とする基準 〕
- 税制及び社会保険制度、就業促進の効果を考慮して定める。特に課税所得の把握、事業所得を含めた総合的なバランス等を勘案。
※ 「中間とりまとめ」における意見①被用者保険の短時間労働者の適用ライン超（所得約32万円超（給与収入約106万円超））、②給与所得0円超（給与収入74万円超）、③雇用保険の適用ライン超（給与収入約53万円超）
 - 事業所得・業務に係る雑所得は、就労とみなせる水準として定める額を超える場合に勤労所得として合計する。

- ② 逡増開始額／逡増終了額** 〔 就業促進の観点から、支援額を逡増(より働けば支援額も増加)する範囲の基準 〕
- 逡増開始額は、個人住民税所得割が課税される水準を踏まえて定める。
※ 個人住民税所得割の非課税限度額（単身）は給与収入119万円
 - 逡増終了額は、被用者保険適用要件等を踏まえた就業促進の効果等を考慮して定める。

- ③ 逡減開始額／所得上限額** 〔 合計所得金額が一定額を超える場合に、公平性の観点から、支援額を逡減・消失させるための合計所得金額の基準 〕
- 所得上限額は、以下を考慮しつつ、恒久財源の確保と併せて検討し定める。
 - ・ 我が国と諸外国の純負担率及び純負担額の国際比較
 - ・ 諸外国の類似制度において支給対象となる勤労者の割合 等
 - 逡減開始額等は、諸外国との純負担率の差、就業促進の効果等を考慮して、所得上限額と併せて検討し定める。

- ④ 定額支援額** 〔 非課税ライン以下の所得把握には執行上の課題があり、給付額を逡増させると誤支給につながる可能性があるため、定額を支給。 〕
- 勤労所得が逡増開始額以下である勤労者の税及び社会保険料の負担等を考慮して定める。その際、飲食料品に係る消費税負担の軽減等が実施されることを踏まえる。

- ⑤ 就業促進特例加算** 〔 「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置として、「年収の壁」に配慮した一定の加算 〕
- 要件は①勤労所得が、被用者保険の短時間労働者の適用ライン～可処分所得減少が回復する水準
②被用者保険の適用による社会保険料相当額の支払い

- 加算額は、年収の壁に直面する方に手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して定める。

⑥ 支援基本額／こども加算

- 諸外国と我が国の純負担率の差を踏まえつつ、支援基本額と、19歳未満の居住者である扶養親族＊の数に応じたこども加算額とをあわせて検討し定める。＊R9～10においては、16歳未満の扶養親族

- 配偶者所得上限額** 〔 高所得の配偶者がいる場合の例外措置に係る基準 〕
- 配偶者の合計所得金額≤配偶者所得上限額（R11から適用）
配偶者所得上限額は、公平性の観点及び複雑な制度設計を避ける観点から、確定申告等による所得把握を含め税制及び社会保険制度の状況を踏まえて定める。

- 純負担基準額** 〔 一定の税・社会保険料負担がある者として、「純負担」が現役並みである中低所得の高齢者等も対象とする上での基準 〕
- 純負担（税・社保負担額－公的年金等）> 純負担基準額を満たす者が対象
純負担基準額は、所得下限額を超える現役勤労者が通常負担する税・社会保険料の水準を踏まえて定める。

執行等

- 請求に基づき市町村（特別区含む）が認定し、毎年1回支給（※）。公金受取口座登録者については、市町村長が（請求なしで）職権で認定し、支給可能（受給者・市町村双方の事務負担を軽減）。※ ただし、令和11年度以降の支援金に円滑に接続するため、令和11年4月に、年度替わりの地方自治体の事務負担を十分考慮しつつ、令和10年度の受給資格者に対して令和11年度以降の制度による支援額の半年分相当額を基本とした額を先行して支給する。その後、令和11年度の受給資格者に対して当該支援額の半年分相当額を基本とした額を支給する。
- 支援金制度は、令和9年4月から導入する。 ● 内閣府所管とし、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部を設置する。

費用の負担等

- 1 就業者負担軽減支援金の支給に要する費用については、
(i) 中低所得者が負担している国税（所得税等）、地方税（個人住民税等）、社会保険料などの負担の軽減を図ることを目的としたものであることから、税制等により負担を求めている主体（国・地方）が、求めている負担の割合を踏まえて財政負担することが適切であること
(ii) 本制度は社会保障制度と密接不可分な制度であり、社会保障制度については、現金給付も含め、国と地方がそれぞれ応分の財政負担をしながら制度を支えてきたことを踏まえ、その 3 分の 2 以上を国が負担し、残余のうち 2 分の 1 ずつを都道府県と市町村がそれぞれ負担することとし、費用の負担割合の決定に際しては地方と協議する。
2 1 の地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上するとともに、一般財源総額を増額確保する。個別団体の地方交付税の算定に当たっては、地方負担の全額を地方自治体に見える形で基準財政需要額に算入する。
3 国は、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、普通交付税の交付を受けないと見込まれる市区町村（特別区を含む）に対して、当該市区町村における負担に相当する額を上限として、当分の間、特別交付金を交付する。
4 令和 9 年度及び令和 10 年度においては、3 にかかわらず、支援金の支給に要する費用についての市区町村の負担が発生することに対処し、支援金の支給の円滑な実施を確保するため、全ての市区町村に対して、当該市区町村における負担に相当する額について、特別交付金を交付する。
5 事務費やシステム改修等に要する経費については、制度導入に際して全額国費措置としつつ、その後も、制度の実施状況等を踏まえ、地方の事務執行に支障が生じないよう、国において必要な対応を行う。

検討等

国による情報システムの整備等

- 1 国は、情報システムの整備その他の情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずる。
（支援額算定ツールの無償提供、給付支援サービスの国による一括契約・提供、国の情報システムの必要な機能拡充等）
2 国として、分かりやすく十分な周知広報等を行うとともに、国によるコールセンターの設置やウェブサイトで自ら支援額を算定できる仕組み等を構築する。
3 国は、公金受取口座登録者数を増加させるための措置を推進 （口座実在確認機能の実装、照会対応能力の強化） する。

財源

- 1 令和 11 年度以降の支援金制度の実施に当たっては、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金・租税特別措置の適正化その他の歳出・歳入全般の見直しにより恒久財源を確保する。
2 つなぎの財源については、市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金・租税特別措置の適正化、追加的な租税収入以外の収入の確保その他の歳出・歳入全般の見直しにより確保する。
3 給付費に係る地方負担及び地方消費税の減収について、政府は、国と地方の役割分担を踏まえつつ、地方の財政運営に支障が生じないよう、上記 1 及び 2 の取組を踏まえ、財源の確保その他の適切な措置を講ずる。

支援金制度に係る検討事項

- 1 金融所得の勘案、利子所得・保有資産の勘案の検討を行う。
2 将来にわたり給付のみと限定せず、給付と税額控除を組み合わせる仕組みの導入について、継続して検討を行う。
3 社会の構造変化等を踏まえ、国の役割を拡大する方向で、国と地方の役割分担の在り方等について、本制度の導入後速やかに、地方と十分に協議を行い、継続して検討を行う。
4 低所得の就業者、疾病・障害等により就業困難な者のうち支援金の対象とならないものに対する必要な措置の在り方についての検討を行う。
5 就業していない高齢者等に対する必要な措置の在り方についての検討を行う。
6 第 3 号被保険者制度の見直し及び被用者保険の適用拡大の更なる推進の検討を行う。
7 医療介護制度改革を含む社会保障制度・雇用制度の見直しについての検討を行う。
8 人的控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革についての検討を行う。